第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

氏名 (法人にあっては名称)	広島市
住所	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 6 年度

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

該当する事業者の要件	☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者） ☑ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者） ☐ ⑶特定事業者以外の事業者

２　事業の概要

事業者の業種	市町村機関 （主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 9821 ）
事業の概要	住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を主体的かつ総合的に実施する。

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

本市独自の環境マネジメントシステムで定める体制により、計画を推進する。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	239,677　t-CO_2	207,775　t-CO_2	13.3　%
温室効果ガスみなし排出量(*6)		207,775　t-CO_2	13.3　%
目標設定の考え方	広島市地球温暖化対策実行計画に基づき算出した。 （温室効果ガス排出量を、平成25年度と比較して令和12年度までに50%削減する。）		

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100
市町村機関	0.019	0.0169	11.1　%
下水道処理施設維持管理業	0.3605	0.3304	8.3　%
ごみ処分業	0.3438	0.2869	16.6　%
原単位の指標及び目標設定の考え方	広島市地球温暖化実行計画に基づき算出した。		

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

【照明設備のLED化】
・令和12年度（2030年度）までに、特別な支障がない限り、市有施設の全ての照明をLED照明に更新する。
【公用車への電動車導入】
・今後導入する公用車は特殊車両も含めて、代替可能な車種がない場合を除き、原則、全て電動車とし、令和12年度（2030年度）までに、特殊車両を除く普通乗用車の全てを次世代自動車とする。
【余剰電力の活用】
・本市清掃工場で発電したカーボンフリーの余剰電力を、小売電気事業者を介して市有施設へ供給し、電力の地産地消に取り組む。また、同事業者から提案のあった、市内民間事業者が運営する再エネ電力もあわせて活用し、再エネ電力の利用施設の拡大を図る。

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

特になし。

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

広島市地球温暖化対策実行計画に基づき、令和12年度（2030年度）に平成25年度比で温室効果ガス排出量を50%削減する。

５　その他の取組

本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、市の事務事業に伴う電気使用量やごみの削減等の環境負荷の軽減を目的とした取組を、課単位及び職員一人ひとりが実施する。

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	広島市環境局中工場
事業所の所在地	広島市中区南吉島一丁目５番１号
事業所の業種	ごみ処分業
事業の概要	固形状一般廃棄物の焼却処分

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	64,080　$t\text{-}CO_2$	61,309　$t\text{-}CO_2$	4.3　%
温室効果ガス みなし排出量		61,309　$t\text{-}CO_2$	4.3　%
目標設定の考え方	広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき目標設定を行った。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

ごみ分別の推進（搬入指導など）により、プラスチックの焼却量を減少させる。

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

特段無し。

２　その他の取組

環境教育の一環として見学者を受け入れ、ごみの分別やリサイクル、減量化についての環境教育を行う。
（参考：令和６年度見学者１１，７４４人）

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	広島市環境局安佐南工場
事業所の所在地	広島市安佐南区伴北四丁目３９９０番地
事業所の業種	ごみ処分業
事業の概要	固形状一般廃棄物の焼却処分

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	48,547　$t\text{-}CO_2$	44,693　$t\text{-}CO_2$	7.9　%
温室効果ガス みなし排出量		44,693　$t\text{-}CO_2$	7.9　%
目標設定の考え方	広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき目標設定を行った。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

搬入指導などを徹底することにより、産業廃棄物（プラスチック類）の焼却量（搬入量）を減少する。

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

特になし。

２　その他の取組

環境教育の一環として見学者を受け入れ、ごみの分別や減量化について環境教育を行う。
（参考：令和６年度見学１６４３人）

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	広島市環境局安佐北工場
事業所の所在地	広島市安佐北区可部町大字中島１４６０番地の１
事業所の業種	ごみ処分業
事業の概要	固形状一般廃棄物の焼却処分

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	6,745　$t\text{-}CO_2$	6,634　$t\text{-}CO_2$	1.6　%
温室効果ガス みなし排出量		6,634　$t\text{-}CO_2$	1.6　%
目標設定の考え方	広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき目標設定を行った。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

・ごみの分別や減量化の促進によって、ごみ焼却量を減少させるなど、温室効果ガス実排出量の抑制に努める。

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

・特になし。

２　その他の取組

・地元の小学生を中心に見学者を受け入れ、ごみの分別や減量化についての環境教育を行う。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	広島市下水道局管理部西部水資源再生センター
事業所の所在地	広島市西区扇一丁目１番１号
事業所の業種	下水道処理施設維持管理業
事業の概要	下水処理

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4～令和6年度 （平均値）	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	22,447　$t\text{-}CO_2$	20,136　$t\text{-}CO_2$	10.3　%
温室効果ガス みなし排出量		20,136　$t\text{-}CO_2$	10.3　%
目標設定の考え方	減少する計画下水量を考慮し、目標設定を行った。 （参考）下水量実績R4 8112万㎥ R5 8157万㎥ R6 8292万㎥		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

これまでに実施している以下の温室効果ガス排出量削減の取組を引き続き実施する。
①西系送風機運転号機変更
②硝化液循環ポンプ運転台数の削減
③4系、5系、6系エアレーションタンク撹拌機運転台数の削減
④遠心濃縮機運転台数の削減
⑤返流水設備第1、第2無酸素槽の撹拌機運転台数削減
⑥東系送風機運転号機変更

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

特になし

２　その他の取組

特になし

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	広島市下水道局千田水資源再生センター
事業所の所在地	広島市中区南千田西町１１番３号
事業所の業種	下水道局処理施設維持管理業
事業の概要	下水処理

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	6,971　$t\text{-}CO_2$	6,104　$t\text{-}CO_2$	12.4　%
温室効果ガス みなし排出量		6,104　$t\text{-}CO_2$	12.4　%
目標設定の考え方	令和６年度は例年通りの設備稼働状況、高級処理水量であったが、電気事業者の変更に伴い排出係数が大きくなったため、電力調達の実績が多い中国電力の排出係数で換算した値を目標値とする。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

・　空調の設定温度を適宜変更する。
・　不要な照明を消灯する。
・　照明のＬＥＤ化を検討する。

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

・　特になし。

２　その他の取組

・　省エネルギーについての職員研修を年１回程度行う。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	広島市中央卸売市場食肉市場
事業所の所在地	広島市西区草津港一丁目１１番１号
事業所の業種	と畜場
事業の概要	市場及び併設と畜場の管理運営

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	3,113　$t\text{-}CO_2$	3,052　$t\text{-}CO_2$	2.0　%
温室効果ガス みなし排出量		3,052　$t\text{-}CO_2$	2.0　%
目標設定の考え方	灯油及び電気の使用について、それぞれが節約及び節電に努める。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

・　施設及び設備の新設、改良の際には順次省エネルギー対策を施したものを導入する。
・　パソコン、プリンター、照明などの電源をこまめに切り節電に努める。
・　場内の照明設備のＬＥＤ化を実施する。

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

特になし

２　その他の取組

職員間でエネルギー使用量び推移を共有し、節電等への意識啓発を行う。